

お客さま各位

遠州信用金庫

手形・小切手帳の発行受付終了に伴う当座勘定規定の改定のご案内

平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

この度、当金庫では、手形・小切手帳の新規発行停止を実施するにあたり、下記のとおり当座勘定規定を一部改定します。なお、改定後の規定は、現在当座勘定をご利用のお客さまにも適用されますので予めご了承ください。

何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定日

2026年4月1日

2. 改定内容

以下のとおり、条文を変更いたします。

《当座勘定規定（一般用）》

改定後	改定前
第8条（手形、小切手等の支払） (1)～(4)略 第9条（手形、小切手用紙） (1)～(4)略 (5)当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 (6) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。 第14条（支払保証） 小切手の支払保証はしません。	第8条（手形、小切手の支払） (1)～(4)略 第9条（手形、小切手用紙） (1)～(4)略 (5)手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。 (6) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 (7) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。 第14条（支払保証に代わる取扱い） <u>小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当金庫は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</u>

《当座勘定規定（専用約束手形口用）》

改定後	改定前
第9条（手形用紙） (1)(2)略 (3)当座勘定から支払をした専用約束手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 (4)前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。 以上	第9条（手形用紙） (1)(2)略 (3)手形用紙の請求があった場合には必要と認められる枚数を交付します。 (4)専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。 (5)当座勘定から支払をした専用約束手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 (6)前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。 以上

不明点がございましたら、窓口までお問い合わせください。

以上